防衛大学校達第１号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第 179号）第 126条の９並びに防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号）第21条の規定に基づき、防衛大学校学生服装細則を次のように定める。

平成４年３月１２日

防衛大学校長　夏　目　晴　雄

防衛大学校学生服装細則

改正　平成４年９月18日防衛大学校達第20号　平成10年３月25日防衛大学校達第１号
平成13年３月30日防衛大学校達第５号　平成15年３月31日防衛大学校達第３号
平成29年２月16日防衛大学校達第１号　平成31年３月12日防衛大学校達第１号

防衛大学校学生服装細則（昭和38年防衛大学校達第３号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この達は、防衛大学校本科学生（以下「学生」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（制服等の着用）

第２条　防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生の服装に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第10号。以下「訓令」という。）第５条第２号に定める「これに準ずる場所にある場合」とは、当該学生の親戚若しくは知人の宅又は校外下宿、旅館その他の宿泊施設内にある場合とする。

２　訓令第５条第４号に規定する「その他特に学校長が許可した場合」とは、次の場合とする。

(1)　学生が外出を許可され又は休暇を与えられて、校外において私用で行動する場合

(2)　校友会活動又は登山、スキー等を行うため、制服等以外の服装により外出する必要がある場合で訓練部長の定めるところにより許可を得た場合

３　訓令第20条に定める常装の第２種夏服の着用期間は、第１種夏服の着用期間に同じとする。

４　学生は、次の各号の期間においては夏用の制服等を着用することができる。

(1)　５月１日から５月31日まで

(2)　10月１日から10月31日まで

（作業服装の着用）

第３条　訓令第11条に定める「学校長が必要と認めるとき」とは、次に掲げるとおりとする。

(1)　汚染甚だしい実験等を行う場合で担当教官の許可を受けたとき。

(2)　清掃等の作業を行うとき。

(3)　課業開始前及び課業終了後校内にあるとき。

(4)　前３号のほか、訓練部長が特に必要と認めるとき。

（特殊服装の種類）

第４条　訓令第12条に定める特殊服装は、次のとおりとする。

(1)　校内服装

(2)　訓練服装

(3)　体育服装

(4)　患者服装

(5)　夏用正帽

(6)　ジャンパー

(7)　セーター

(8)　特殊礼服装

（校内服装）

第５条　学生は、冬用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、日朝点呼から消灯（就寝）までの間、校内服装をすることができる。

２　男子である学生及び女子である学生の校内服装の製式等は、別表第１のとおりとする。

３　男子である学生の校内服装は、別表第１第１項に掲げる服装に短靴又は半長靴を着用するものとする。

４　女子である学生の校内服装は、別表第１第２項に掲げる服装に女子第１種（第２種）短靴又は半長靴を着用するものとする。

５　学生は、次の各号に掲げる場合にはネクタイを着用しないことができるものと

し、その場合は最上位のボタンをかけないものとする。

(1)　授業等において担当教官の許可を受けた場合

(2)　学生舎内にある場合

(3)　課業外

６　校内服上衣の学年を識別するき章の着用要領は、訓令第15条に規定する第２種夏服上衣及び女子第２種夏服上衣の場合に準じる。

（訓練服装）

第６条　学生が訓練を行う場合には、常装、甲武装、乙武装及び作業服装で行う以外に訓練部長の定める訓練服装をすることができる。

（体育服装）

第７条　学生は、体育活動を行う場合には、体育服装をするものとする。

２　体育服装をする場合は、次の各号に掲げるものを着用するものとする。

(1)　体操帽

(2)　体操服上衣又はＴシャツ

(3)　体操服ズボン又は短パンツ

(4)　作業靴又は運動靴

３　学生は、前項各号に掲げるもののほか、体育活動を指導監督する教官等の指示する服装をすることができる。

（患者服装）

第８条　学生は、校内の医務室に入室中は衛生課長の定める患者服装をするものとする。

（夏用正帽）

第９条　学生は、夏用の制服等の着用時に正帽及び帽日おおいに代えて、夏用正帽を着用することができる。

２　夏用正帽の製式等は、別表第２のとおりとする。

（ジャンパー及びセーター）

第10条　学生は、冬期においては、ジャンパーを校内服装又は作業服装の上に、セーターを校内服装の上に重ねて着用することができる。

２　ジャンパー及びセーターの製式等は、別に定める。

（特殊礼服装）

第11条　学生は、教育訓練等のために必要がある場合は特殊礼服装をすることができる。

２　男子である学生及び女子である学生の特殊礼服装の製式は、別表第３のとおりとする。
３　男子である学生の特殊礼服装は、別表第３に掲げる服装に短靴を着用するものとする。
４　女子である学生の特殊礼服装は、別表第３に掲げる服装に女子第１種短靴（第２種短靴）を着用するものとする。
５　特殊礼服装における礼帽用帽章の着用要領は、訓令第15条に規定する帽章の着用要領と同じとする。
６　特殊礼服装上衣襟章の着用要領は、訓令第15条に規定する襟章の着用要領の冬服上衣及び第１種夏服上衣と同じとする。
７　特殊礼服装上衣の学年を識別するき章の着用要領は、訓令第15条に規定する学年識別章の着用要領（3）（4）（5）と同じとする。
８　特殊礼服装における礼服装用肩飾緒の着用要領は、別図第３のとおりとする。
９　特殊礼服装における礼服装用識別胸章の着用要領は、別図第４のとおりとする。
10　特殊礼服装における儀礼刀の着用要領は、次条に規定する儀礼刀の着用要領と同じとする。ただし、刀帯は上衣の内側に着用するものとする。
11　その他学生が特殊礼服装を着用する場合の必要な事項は、訓練部長が定める。

（儀礼刀の着用要領）

第12条　儀礼刀の着用要領は、別図第１のとおりとする。
２　儀礼刀の刀緒は、つば弦部に右へ６回半巻きつけ、ふさを外側に出すものとする。

（外国人留学生の識別章）

第13条　外国人留学生の識別章（以下「留学生の識別章」という。）は、直径23ミリメートルの淡青色（日本語教育を受ける留学生にあつては桃色）の金属製の円板とする。
２　留学生の識別章は、外国人留学生の冬服上衣、第１種夏服上衣の両側の襟章の後面に、襟章の中心と識別章の中心が一致するように着用するものとする。

（作業服装と第２種夏服上衣との混用）

第14条　学生は、夏用の制服等の着用期間において校内にある場合に限り、作業服上衣に代えて第２種夏服上衣を、女子作業服上衣に代えて女子第２種夏服上衣を着用することができる。

（外とう及び手袋の着用）

第15条　学生は、11月１日から翌年３月31日までは、休暇及び外出時に外とう又は女子外とう並びに手袋を着用することができる。なお、着用できる手袋は、黒又は紺色で無地のものとする。

２　学生は、学生舎内及び校内の屋外において、11月１日から翌年３月31日までは、外とう又は女子外とう並びに手袋を着用することができる。なお、着用できる手袋は、黒又は紺色で無地のものとする。

３　学生は、教育訓練等のため、外とう又は女子外とう並びに手袋を着用する場合は、担当教官の指示するところによる。

（勤務腕章の着用要領）

第16条　勤務腕章は右腕に着用するものとし、着用要領は別図第２のとおりとする。

（脱衣）

第17条　学生は、訓練部長の定めるところにより脱衣することができる。

（氏名札）

第18条　学生は、訓練部長の定めるところにより校内又は校内に準じる場所においては、氏名札を着用するものとする。

（被服装具の記名）

第19条　学生は、訓練部長の定めるところにより、被服装具に記名しなければならない。

（貸与品又は支給品以外のものの整一化）

第20条　学生は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第５に定められている制服等で貸与品又は支給品以外のものを着用する場合は、製式及びその趣旨に適合したものでなければならない。

２　学生は、次の各号に掲げるところにより、貸与品又は支給品以外の下着類等を着用することができる。

(1)　貸与品又は支給品以外の下着類は、貸与品又は支給品に類似した無地のものとする。ただし、防寒用毛織物は、黒又は紺系統の無地のものとし、丸首型又はＶネックとする。

(2)　靴下は、支給品に類似したものとする。

(3)　防寒用襟巻及び防寒用耳おおいは許可された場合

（防水用ズボン等）

第21条　男子である学生は、雨雪時に雨衣又は外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨おおいを着用することができる。

２　女子である学生は、雨雪時に女子雨衣、女子外とうを着用する場合は、無色透明の防水用ビニール製ズボン及び帽雨おおいを着用することができる。

（ゴム長靴）

第22条　学生は、教育訓練又は作業等のため必要とする場合は、担当教官又は作業指揮者の定めるところにより、当該教育訓練又は作業等を行う場合に限り、黒色のゴム長靴を着用することができる。

（スリッパ等の着用）

第23条　学生は、学生舎内にある場合はスリッパ又は作業靴を着用することができる。

２　学生は、実験室等においては担当教官の許可を得た場合スリッパを着用することができる。

附　則

１　この達は、平成４年４月１日から施行する。

２　防衛大学校学生服装細則（昭和38年防衛大学校達第３号）は、廃止する。

附　則（平成４年９月18日防衛大学校達第20号）

この達は、平成４年９月18日から施行する。

附　則（平成10年３月25日防衛大学校達第１号）

この達は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月30日防衛大学校達第５号）

この達は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日防衛大学校達第３号）

１　この達は、平成15年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現にこの達による改正前の防衛大学校服装細則による着用については、当分の間従前の例による。

附　則（平成29年２月16日防衛大学校達第１号）

この達は、平成29年３月30日から施行する。

附　則（平成31年３月12日防衛大学校達第１号）

この達は、平成31年３月12日から施行する。